

13 空家対策事業の推進

土木建築局住宅課

提案の要旨

空家対策事業における財政支援

現状及び課題

全国的にも、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、重大な問題となっています。平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空家（特定空家等）に対しての是正措置として、市町村の助言又は指導・勧告・命令及び代執行等が可能になるなど、市町の空家対策に果たす役割が重要になっています。

総務省の平成25年住宅・土地統計調査によれば、呉市の住宅総数は、128,550戸で、そのうち空家は、28,430戸あります。空家率22.1%で、ほぼ5戸に1戸が空家という状況です。平成20年の前回調査から空家が約7千戸、空家率が5.0ポイントも増加しています。

呉市では、平成23年4月から「呉市危険建物除却促進事業」として、危険と認定された空家の解体に要する費用の助成（解体費用の30%（30万円を限度額とする。））を行っています。この事業により平成26年度末までに376件も危険な空家が解体されました。

また、平成26年1月には、「呉市空き家等の適正管理に関する条例」が施行され空家対策を行っています。条例には、市民の役割として管理不全な空家の情報を提供するものと規定しており、平成26年度末までに情報提供数が251件となっており、市民の空家問題についての関心の高まりが伺えます。

現在、情報提供された空家の所有者調査を行っていますが、4割程度、所有者が判明していません。「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、いわゆる「特定空家等」の所有者等が確知できない場合、市町村の負担において、略式代執行が可能となっており、市町の財政負担が重大な課題になると考えられます。また、腐朽・破損が急激に進行している「特定空家等」に対する緊急安全措置を取ることにしても同様に財政上の課題があると考えられます。

取組状況等

平成23年 4月	「呉市危険建物除却促進事業」開始
平成23年度	「呉市危険建物除却促進事業」による解体件数64件、助成金額1,826万円
平成24年度	「呉市危険建物除却促進事業」による解体件数95件、助成金額2,647万円
平成26年 1月	「呉市空き家等の適正管理に関する条例」施行
平成25年度	「呉市空き家等の適正管理に関する条例」による情報提供65件
平成25年度	「呉市危険建物除却促進事業」による解体件数91件、助成金額2,615万円
平成26年度	「呉市空き家等の適正管理に関する条例」による情報提供186件、助言・指導27件
平成26年度	「呉市危険建物除却促進事業」による解体件数126件、助成金額3,574万円
平成27年 5月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」完全施行

提案の内容

○ 空家対策事業における財政支援

安全・安心なまちづくりのための空家対策事業を推進するため、管理不全な空家に係る措置や危険建物除却促進事業に対して、財政上の措置等を図ること。



解体前



解体後

危険建物除却事業実績（解体件数・事業費(千円)）

